



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 7 7 号

平成22年(2010年)12月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について ( " )	4
<b>公 告</b>	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7

## 選挙管理委員会告示

条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	7
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7

## 農業委員会告示

平成22年第12回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7
--	---

## 公営企業告示

金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	9

## 告 示

### ●金沢市告示第262号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

#### 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場

- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 117台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成22年11月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市広坂1丁目9番16号
- 財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成22年12月13日から平成23年3月12日まで  
午前10時から午後7時まで

- 場所 金沢市昭和町633番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第263号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	34台
	原 動 機 付 自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
柳橋町地内	自 転 車	1台
諸江町上丁地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
二日市町地内	自 転 車	1台
高尾台4丁目地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	6台
田上町地内	自 転 車	8台

寺町1丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	9台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
近岡町地内	自 転 車	1台
木越町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	4台
本町2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成22年11月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間  
平成22年12月13日から平成23年6月12日まで
- (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
にいざわ歯科医院	金沢市泉が丘2丁目9番1号	平成22年9月24日

#### ●金沢市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
にいざわ歯科医院	金沢市泉が丘2丁目14番7号	平成22年9月18日

#### ●金沢市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年12月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	本町1丁目線1号	本町1丁目 514番 1先から	旧	2.4 ~ 2.7	61.0
		本町1丁目 490番 先まで	新		
一般市道	本町1丁目線8号	本町1丁目 407番 先から	旧	5.0 ~ 5.5	60.0
		本町1丁目 579番 先まで	新		

## ●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年12月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
本町1丁目線1号	本町1丁目 514番 1先から	平成22年12月13日
	本町1丁目 490番 先まで	
本町1丁目線8号	本町1丁目 407番 先から	"
	本町1丁目 579番 先まで	
額 24号	四 十 万 町 北チ 4番 11先から	"
しじま台1丁目線 6号	四 十 万 町 北チ 54番 2先まで	

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
28	株式会社 クォードコーポレーション	福井県福井市中荒井町第5号5番地	平成22年11月8日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋 株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号 DNI錦ビルディング	平成22年11月16日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年12月13日

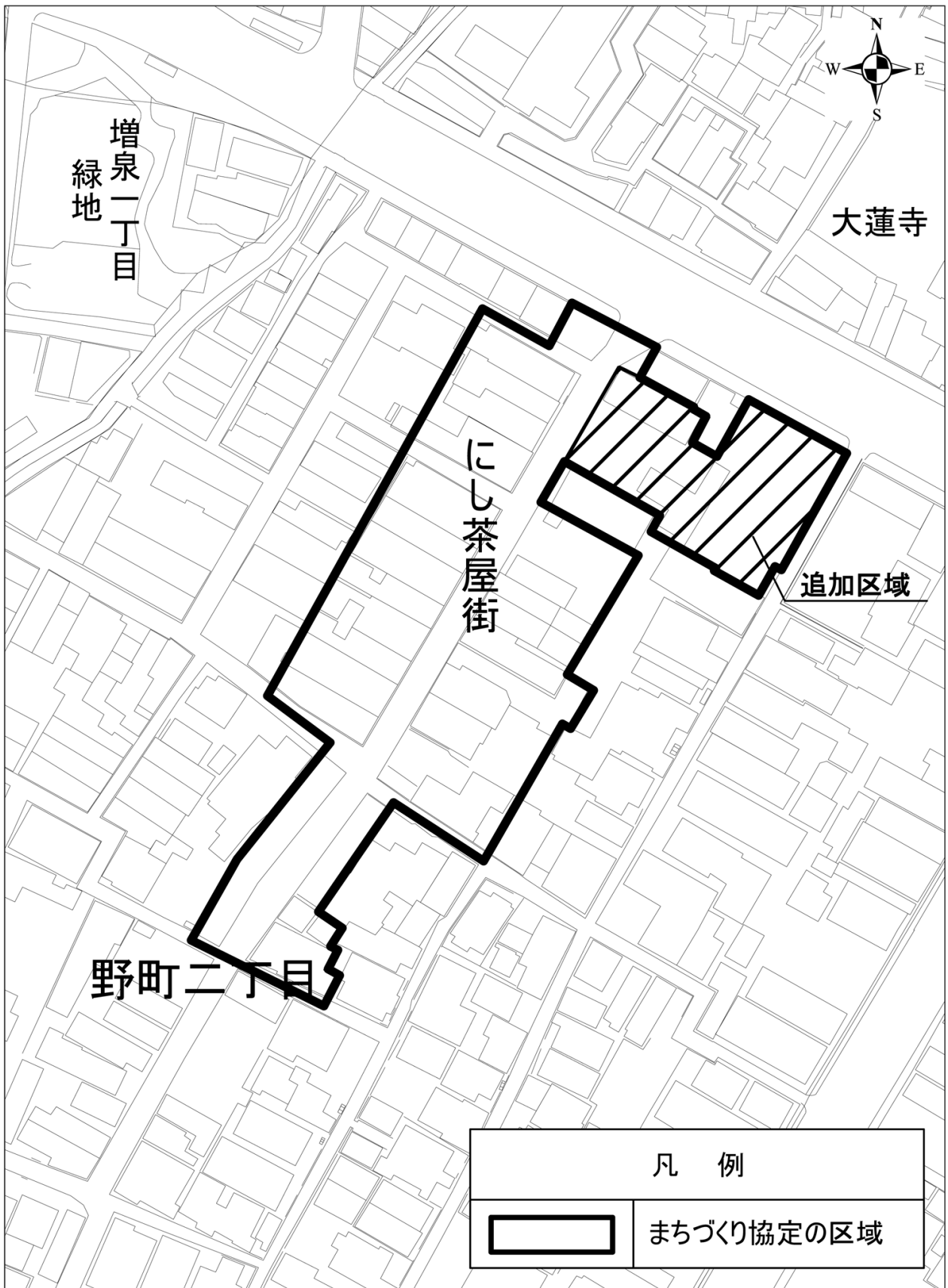
金沢市長 山 野 之 義

- 協定を締結した相手方  
にし茶屋街地区住民等
- 協定を変更した年月日  
平成22年11月16日
- 協定番号  
2
- 協定の名称  
にし茶屋街地区まちづくり協定

- 5 協定地区の区域  
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.6ha	約0.7ha
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p><b>建築物等に関する事項</b></p> <p>【用途の制限】 次に掲げる建築物等を建築(建築物の用途を変更する場合を含む。)してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に定めるキャバレー等及び同項第3号から第8号までに定めるナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロットマシーン・テレビゲーム店等その他これらに類するもの</p> <p>(2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場(俗称「ストリップ劇場等」、第4号に定める宿泊休憩施設(俗称「ラブホテル等」)及び第5号に定める性的物品販売業(俗称「アダルトショップ等」)</p> <p>(3) ゴルフ練習場、パッティング練習場その他これらに類する運動施設、自動車教習所及び畜舎</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 工場で床面積の合計が50㎡を超える工場</p> <p>(7) 単独車庫(附属車庫を除く。)</p>	<p>【用途の制限】 次に掲げる建築物等を建築(建築物の用途を変更する場合を含む。)してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に定めるキャバレー等及び同項第3号から第8号までに定めるナイトクラブ等、ダンスホール等、低照度の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロットマシーン・テレビゲーム店等その他これらに類するもの</p> <p>(2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場(俗称「ストリップ劇場等」、第4号に定める宿泊休憩施設(俗称「ラブホテル等」)及び第5号に定める性的物品販売業(俗称「アダルトショップ等」)</p> <p>(3) ゴルフ練習場、パッティング練習場その他これらに類する運動施設、自動車教習所及び畜舎</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスでコンテナ形式のもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 工場で床面積の合計が50㎡を超える工場</p> <p>(7) 単独車庫(附属車庫を除く。)</p> <p>(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する団体の事務所</p>
		<p>【土地利用等の制限】 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する場合を含む。)は、事前に「にし茶屋街まちづくり協議会」と協議しなければならない。</p>

# にし茶屋街地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します

平成22年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類	位置及び区域
金沢市古府1丁目206番1から206番11まで	加賀市大聖寺法華坊町29番地1 アルテック総合地所 株式会社 代表取締役 松本英樹	道路	金沢市古府1丁目206番9

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,238人です。

平成22年12月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,620人です。

平成22年12月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第123号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,620人です。

平成22年12月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第124号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,238人です。

平成22年12月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第125号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,310人です。

平成22年12月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 農業委員会告示

### ●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成22年第12回金沢市農業委員会

総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成22年12月20日午後3時
- 2 場所  
金沢市役所 兼六会議室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地競（公）売適格者証明願について
  - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (5) 非農地証明願について
  - (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 平成22年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 48,750円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 55,460円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 49,710円
- 2 原料価格変動額 14,000円  
算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 49,710円（1トン当たり平均原料価格）= 14,000円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 14,000円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から11.48円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成23年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	215円27銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	213円27銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	200円77銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	198円94銭



E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	193円94銭
---------------------------------	--------	---------

### ●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年12月13日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

#### 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 55,460円
- (2) 原料価格変動額 32,500円  
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 55,460円（1トン当たり平均原料価格） = 32,500円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 32,500円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.30円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	355円
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	345円90銭

#### 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成22年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 55,460円
- (2) 原料価格変動額 32,500円  
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 55,460円（1トン当たり平均原料価格） = 32,500円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 32,500円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.30円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	355円8銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	345円98銭

#### 3 南森本供給地点群

- (1) 平成22年 8 月 1 日から同年10月31日までの平均原料価格  
1 トン当たり 55,460円
- (2) 原料価格変動額 32,500円  
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 55,460円 (1 トン当たり平均原料価格) = 32,500円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 32,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.30円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成23年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	333円85銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	324円75銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成22年 8 月 1 日から同年10月31日までの平均原料価格  
1 トン当たり 55,460円
- (2) 原料価格変動額 32,500円  
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 55,460円 (1 トン当たり平均原料価格) = 32,500円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 32,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.30円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成23年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	377円46銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	368円36銭

平成22年(2010年)12月13日 印刷

平成22年(2010年)12月13日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄

石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地